

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供及び人権尊重などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）が肝炎に関する制度を理解し、適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 京都府肝炎コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定事項への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、歯科診療所、薬局
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
 - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 肝炎患者等及びその家族等

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、医療事務等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医・産業保健師等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者等又はその家族等その他肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、かつ府が指定する試験に合格した者
 - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎コーディネーターとしての認定

を希望するものは、京都府肝炎コーディネーター認定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を適当と認め、京都府肝炎コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）及び認定カード（様式第3号）を交付し、京都府肝炎コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
 - (1) 京都府肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 6 京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して3年後までとする。

なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間をその年度末から起算して3年後まで延長することができる。
- 7 京都府肝炎コーディネーターは認定期間中に、やむを得ない事情により活動の休止を希望する場合は知事に申し出ることとする。その場合、認定期間内に再度申し出があれば活動を再開することができる。

（技能向上及び活動支援）

第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

（守秘義務）

- 第7条 京都府肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（その他）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

(別表)

京都府肝炎コーディネーター養成研修標準プログラム

1 基礎編

時間	研修項目
10 分以上	京都府肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
30 分以上	肝疾患の基本的な知識
35 分以上	京都府の肝炎対策
	肝炎ウイルス検査
	医療費・検査費の助成制度
	医療提供体制
15 分以上	相談支援体制
15 分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

2 応用編

時間	研修項目
30 分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

3 認定試験

(様式第 1 号)

京都府肝炎コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏 名)

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第 5 条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふりがな 氏 名	
所 属 機 関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名)
	京都府ホームページで所属機関名を公開することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職 種	
研 修 受 講 日	
京都府の肝炎対策について、随時最新情報をお届けします。 <input type="checkbox"/> 所属機関への送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒 _____	
<input type="checkbox"/> <u>メールでの送信を希望する。</u> <u>メールアドレス：</u> _____	
<input type="checkbox"/> <u>※ ドメイン指定受信設定をされている方は、@pref.kyoto.lg.jp からのメールを受信できるように設定願います。</u>	

(様式第2号)

第 号

〇〇 〇〇 (※氏名)

京都府肝炎コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領」に定める研修を受講されたので、京都府肝炎コーディネーターに認定します

年 月 日

京都府知事 〇 〇 〇 〇 印

<活動内容>

(要領第3条から配置される機関に応じて転記)

なお、特定事項への誘導は行わないこと

認定期間： 年 月 日まで

